

加工原料乳生産者補給金制度に係るQ & A

令和7年4月1日更新

<凡例>

- ・ 畜産経営の安定に関する法律＝法
- ・ 畜産経営の安定に関する法律施行令＝施行令
- ・ 畜産経営の安定に関する法律施行規則＝施行規則
- ・ 畜産経営の安定的に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について（平成29年10月27日付け29生畜第751号農林水産省生産局長通知）＝局長通知

<注意>

本Q & Aは、本制度の運用に関して問合せ窓口等に寄せられた問合せについて、個別具体の名称等を削除するなど一般化して整理したものです。

なお、実際の個々のケースについては、

- ① それぞれ法に則して判断されるものであること
 - ② 当事者間の合意があれば様々な契約の締結が可能であること
- にご留意ください。

<目次>

○季節的な変動要因を超えた増減（施行規則第19条第1号）関係【問1～4】	P3
○短期間の取引（施行規則第19条第2号）関係【問5】	P8
○申出期限の経過後（施行規則第19条第3号）関係【問6～13】	P9
○特定の用途への生乳販売（施行規則第19条第4号）関係【問14】	P17
○生乳の数量が、当事者が合意することなく約定の数量から大幅に増減 （施行規則第19条第6号）【問15～17】	P18
○過去の繰り返しの契約違反（施行規則第19条第10号）関係【問18～22】	P22
○集送乳に係る経費の平準化措置（施行規則第20条第2号）関係【問23】	P28

○季節的な変動要因を超えた増減（施行規則第19 条第 1 号）関係

問 1 生産者が、指定事業者 A と事業者 B にそれぞれ出荷するに当たって、

- ① 飲用需要が少なくなる等の一定の時期には一方への出荷比率を増やし、
- ② その他の時期にはもう一方への出荷比率を増やす

ような生乳取引契約を締結することができるのか。

（答）

契約当事者間で合意すればこのような生乳取引契約を締結することができますが、そうでない場合は、契約出荷数量が生産量の季節的な変動要因を超えて増減する生乳取引の申出として、施行規則第19条第 1 号で規定する指定事業者が生乳取引の申出を拒むことができる正当な理由に該当するものと考えられます。

他方、生産者が、日々の生乳生産量の変動に合わせ、それぞれの事業者に対し一定の比率で出荷する場合には、指定事業者が生乳取引の申出を拒むことができる正当な理由に該当しません。

（参考）

○施行規則

第19条第 1 号 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当該生乳の生産に係る乳牛一頭一日当たりの平均生産数量の変化率と比較して、季節的な変動要因を超えて増減していること。

○局長通知

ア 季節的な変動要因を超えた増減（施行規則第19条第 1 号）

該当する場合の例：

生乳の出荷を希望する農場において、飼養している経産牛 1 頭当たりの一定の期間における平均出荷乳量の季節的な変動が、当該農場の過去の 1 頭当たりの平均生産乳量の季節的な変動と比較して、大幅に増減している場合。

問2 生産者が、指定事業者Aと事業者Bにそれぞれ出荷するに当たって、

- ① 指定事業者Aには1ヵ月に1回のみ出荷し、
 - ② 残りの日は事業者Bに出荷する
- ような生乳取引契約を締結することができるのか。

(答)

契約当事者間で合意すればこのような生乳取引契約を締結することができますが、そうでない場合は、契約出荷数量が生産量の季節的な変動要因を超えて増減する生乳取引の申出として、施行規則第19条第1号で規定する指定事業者が生乳取引の申出を拒むことができる正当な理由に該当するものと考えられます。

他方、生産者が、日々の生乳生産量の変動に合わせ、それぞれの事業者に対し一定の比率で出荷する場合には、指定事業者は生乳取引の申出を拒むことができる正当な理由に該当しません。

(参考)

○施行規則

第19条第1号 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当該生乳の生産に係る乳牛一頭一日当たりの平均生産数量の変化率と比較して、季節的な変動要因を超えて増減していること。

○局長通知

ア 季節的な変動要因を超えた増減（施行規則第19条第1号）

該当する場合の例：

生乳の出荷を希望する農場において、飼養している経産牛1頭当たりの一定の期間における平均出荷乳量の季節的な変動が、当該農場の過去の1頭当たりの平均生産乳量の季節的な変動と比較して、大幅に増減している場合。

問3 乳牛一頭一日当たりの平均生産数量の変化率はどのように算出するのか。また、一日当たりとなっているが、契約数量が月単位の場合にはどうしたらよいのか。

(答)

【算出方法】

生乳取引契約は、多くの場合、月毎の契約※となっていますが、その場合、

- (1) まず、当該生産者の過去の同じ年度の4～3月の月ごとの出荷数量をそれぞれの月の日数と経産牛の飼養頭数で割ることで、月ごとの乳牛一頭一日当たりの平均生産数量を算出します（過去のデータがない場合や過去のデータが通常年の季節変動を超えている場合には類似の他の生産者のデータ等を活用して補正しても差し支えありません）。
- (2) 次に、上記で算出された4月の乳牛一頭一日当たりの平均生産数量を100として、5～3月の月ごとの変化率を算出します。

※乳牛一頭一日当たりの平均生産数量の変化率は、上記のとおり算出することを想定していますが、同様の考え方で算出されたものであれば、異なる方法で算出しても差し支えありません。

【契約数量の設定の仕方】

委託又は売渡しの申出に係る数量（申出数量）が、上記で算出された乳牛一頭一日当たりの平均生産数量の変化率と比較して、季節的な変動要因を超えて増減していないことを確認した上で、契約数量を設定してください。

年間安定的に地域で効率よく集送乳を行うためには契約数量と出荷数量とのずれをタイムリーに捉えることが重要であるため、月ごとの契約数量だけでなく、一日当たりの出荷数量の目安も契約において取り決めることが望ましいと考えています。

なお、日々の出荷数量は個体に左右されるため、毎日出荷する契約を結んでいたにもかかわらず、日によって出荷停止をする等極端な例でなければ、旬など一定期間を累積して平均生産量の変化率と比較することが適当と考えています。

【データの提供について】

指定事業者が、生産者に乳牛一頭一日当たりの平均生産数量の算出に必要なデータの提供を求める際には、必要最小限度にとどめる必要があります。どのようなデータ提供を求めるのか、予めルールを設定することが望ましいと考えています。

なお、申出のあった生産者から乳牛一頭一日当たりの平均生産数量の算出に必要なデータの提供が行われない場合や、提供されたデータが虚偽であった場合には、申出を拒むことができる正当な理由に該当するものと考えられます。ただし、データ提供の有無や真偽について同様の状況であるにもかかわらず、申出の拒否の判断について、取引の相手方によって不当に差別的な取扱いをすることは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

(参考)

○施行規則

第19条第1号 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当該生乳の生産に係る乳牛一頭一日当たりの平均生産数量の変化率と比較して、季節的な変動要因を超えて増減していること。

○局長通知

ア 季節的な変動要因を超えた増減（施行規則第19条第1号）

該当する場合の例：

生乳の出荷を希望する農場において、飼養している経産牛1頭当たりの一定の期間における平均出荷乳量の季節的な変動が、当該農場の過去の1頭当たりの平均生産乳量の季節的な変動と比較して、大幅に増減している場合。

問4 乳牛一頭一日当たり平均生産数量の過去の実績がない場合にはどうしたらよいか。

(答)

生産者の立地や飼養体系によって同じ都道府県内であっても、生乳生産量の季節変動には差が生じます。実態に合った数量を契約するためには、申出を行った当該生産者の過去の一頭一日当たりの生乳生産量の推移を基に契約数量を設定すれば正確性が高まると考えます。

しかしながら、新規就農等、過去の実績を活用することができない場合もあるため、契約当事者間で協議の上、生産者一般のデータ、すなわち類似の経営体の一頭一日当たり乳量や地域全体の一頭一日当たり生乳生産量の季節変動を基に契約数量を設定することも可能と考えます。

(参考)

○施行規則

第19条第1号 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当該生乳の生産に係る乳牛一頭一日当たりの平均生産数量の変化率と比較して、季節的な変動要因を超えて増減していること。

○局長通知

ア 季節的な変動要因を超えた増減（施行規則第19条第1号）

該当する場合の例：

生乳の出荷を希望する農場において、飼養している経産牛1頭当たりの一定の期間における平均出荷乳量の季節的な変動が、当該農場の過去の1頭当たりの平均生産乳量の季節的な変動と比較して、大幅に増減している場合。

○短期間の取引（施行規則第19 条第2号）関係

問5 生産者が事業者Bに出荷するに当たって、事業者Bに出荷を開始するまでの年度当初2ヶ月など一定の期間のみ指定事業者Aに出荷するような生乳取引契約を締結することができるのか。

（答）

契約当事者間で合意すればこのような生乳取引契約を締結することができますが、そうではない場合は、短期間の取引を求める生乳取引の申出として、施行規則第19条第2号で規定する指定事業者が生乳取引の申出を拒むことができる正当な理由に該当するものと考えられます。

他方、年度当初から年間を通じてそれぞれの事業者に対し一定の比率で出荷する場合には、指定事業者が生乳取引の申出を拒むことができる正当な理由に該当しません。

（参考）

○施行規則

第19条第2号 当該委託又は売渡しの申出が、短期間の取引を求めるものであること。

○局長通知

- ・ 委託・売渡者、乳業者等との生乳取引の契約は年間契約を基本とすること（より安定的な取引のため、複数年契約とする場合も同様）。

○申出期限の経過後（施行規則第19 条第3号）関係

問6 令和6年4月1日付けの施行規則改正で、生産者からの出荷の申出について規律を強化する趣旨は何か。

（答）

生乳の需給は、飲用の需要が高まる夏場には、牛が暑熱ストレスを受けて生産が減少し、飲用の需要が減少する冬場には、牛は比較的寒さに強いいため生産が増加するという特性があります。また、生乳は傷みやすく日持ちしません。

このため、生産者の経営安定を図る上では、年間を通じた安定取引を行う契約を締結することが有効です。

例年、指定事業者は、生産者と年間を通じた安定取引を行う契約を締結できるよう、乳業者との交渉を通じて翌年度の生乳の販売先を確保していますが、交渉の前提となる生産者の希望出荷量を早期に把握できなければ、交渉を計画的に行うことが困難となります。

このため、年間を通じた安定取引を実現する仕組みを支える観点から、翌年度に向けて生産者が希望する出荷量を早期に把握することが可能となるよう、申出期限の設定に係る規定を設けたものです。

（参考）

○施行規則

第19条第3号 当該委託又は売渡しの申出が、当該指定事業者が生乳の取引の安定を図る観点からある会計年度の第一号対象事業を行うための準備に要する期間を勘案して当該申出の期限を定めた場合において、当該期限を経過した後に行われたものであること。

問7 申出期限は必ず定めなければいけないのか。

(答)

施行規則第19条第3号は、生乳需給の緩和期に生産者が希望する出荷量が増加する場合等において、指定事業者の乳業者との交渉や翌年度の集送乳業務の準備への支障など、生乳の安定的な取引への支障が生じることを防ぐ趣旨で規定されたものです。

指定事業者においてこのような懸念が無ければ申出期限を定める必要はありません。

(参考)

○施行規則

第19条第3号 当該委託又は売渡しの申出が、当該指定事業者が生乳の取引の安定を図る観点からある会計年度の第一号対象事業を行うための準備に要する期間を勘案して当該申出の期限を定めた場合において、当該期限を経過した後に行われたものであること。

問8 申出期限は、どのような時期でも自由に定めてよいのか。

(答)

指定事業者と乳業者との翌年度に向けた乳価交渉が一般的には 10 月頃に始まることを踏まえ、局長通知において、9 月30 日を申出期限の例として記載しています。

各生産者からの申出内容を精査して申出全体を整理し、各生産者と調整する時間を確保する必要がある、翌年度の集送乳の業務に係る設備等を早期に手配する必要があるなど、施行規則第 19 条第 3 号の趣旨に照らして考慮すべき合理的な事情があれば、これに応じて 9 月 30 日より早い時期に申出期限を定めることも可能です。

一方、考慮すべき合理的な事情がなく、又は、そのような事情に不相応な形で、申出期限として不必要に早い時期が定められる場合、生産者に無用な負担が生じるものと考えられるため、施行規則第19 条第 3 号に即して定められたものとはいえません。

(参考)

○施行規則

第19条第 3 号 当該委託又は売渡しの申出が、当該指定事業者が生乳の取引の安定を図る観点からある会計年度の第一号対象事業を行うための準備に要する期間を勘案して当該申出の期限を定めた場合において、当該期限を経過した後に行われたものであること。

○局長通知

期限の定め方の例：前年度よりも年間〇〇%以上又は××トン以上多い量の生乳の出荷を希望する場合について、翌年度に向けた乳価交渉が本格化する前の 9 月30 日を申出の期限とし、期限経過後の申出は拒むこととする。期限については、指定事業者が、十分な期間を取り、第一号対象事業を行う地域内の全生乳生産者に対して、書面により通知するとともに説明会の機会を設ける等により、周知を行う。

問9 申出期限は、どのような申出でも自由に対象として定めてよいのか。

(答)

施行規則第19条第3号は、生乳需給の緩和期に生産者が希望する出荷量が増加する場合等において、指定事業者の乳業者との交渉や翌年度の集送乳業務の準備への支障など、生乳の安定的な取引への支障が生じることを防ぐ趣旨で規定されたものです。

このような趣旨を踏まえ、局長通知では、「前年度よりも年間〇〇%以上又は××トン以上多い量の生乳の出荷を希望する場合」を申出期限の対象の例として記載しています。

「〇〇%以上又は××トン以上」について、どの程度の水準であれば生乳の安定的な取引に支障が生じるかは、具体的な生乳の需給状況、取引環境等に応じて異なるものと考えられることから、個々の指定事業者において状況に応じて定める必要があります。

また、一度「〇〇%以上又は××トン以上」の水準とともに申出期限を定めた後も、生乳の需給状況、取引環境等に応じてその水準の妥当性は変化するものと考えられるため、状況の変化に応じて定め直す必要があります。

(参考)

○施行規則

第19条第3号 当該委託又は売渡しの申出が、当該指定事業者が生乳の取引の安定を図る観点からある会計年度の第一号対象事業を行うための準備に要する期間を勘案して当該申出の期限を定めた場合において、当該期限を経過した後に行われたものであること。

○局長通知

期限の定め方の例：前年度よりも年間〇〇%以上又は××トン以上多い量の生乳の出荷を希望する場合について、翌年度に向けた乳価交渉が本格化する前の9月30日を申出の期限とし、期限経過後の申出は拒むこととする。期限については、指定事業者が、十分な期間を取り、第一号対象事業を行う地域内の全生乳生産者に対して、書面により通知するとともに説明会の機会を設ける等により、周知を行う。

問10 指定事業者は、申出期限を必ず周知しなければならないのか。

(答)

施行規則第19 条第3号のルールを運用する前提として、指定事業者は生産者に申出期限を周知する必要があります。

このため、局長通知において、「期限については、指定事業者が、十分な期間を取り、第一号対象事業を行う地域内の全生乳生産者に対して、書面により通知するとともに説明会の機会を設ける等により、周知を行う」旨を記載しています。

(参考)

○施行規則

第19条第3号 当該委託又は売渡しの申出が、当該指定事業者が生乳の取引の安定を図る観点からある会計年度の第一号対象事業を行うための準備に要する期間を勘案して当該申出の期限を定めた場合において、当該期限を経過した後に行われたものであること。

○局長通知

期限の定め方の例：前年度よりも年間〇〇%以上又は××トン以上多い量の生乳の出荷を希望する場合について、翌年度に向けた乳価交渉が本格化する前の9月30日を申出の期限とし、期限経過後の申出は拒むこととする。
期限については、指定事業者が、十分な期間を取り、第一号対象事業を行う地域内の全生乳生産者に対して、書面により通知するとともに説明会の機会を設ける等により、周知を行う。

問11 申出期限の周知期間は、どれくらい取ればよいのか。

(答)

申出期限が定められた場合、生産者は、期限を知ってからその期限の到来までの間に、翌年度の指定事業者に対する出荷希望量を検討し、申し出る必要が生じます。

このため、適切な周知方法を取る中で、例えば2ヶ月程度の周知期間を設けるなど、生産者の検討・申出に十分な期間を取る必要があります。

問12 期限を経過した後の申出は、その全量を拒んでよいのか。

(答)

まず、畜安法第10 条第2号及び施行規則第19 条の一般的な考え方として、当該規定に則して申出を拒む場合は、取引関係に入ること自体を拒むことで、申出に係る数量の全量を拒むことができます。

なお、申出を拒まず取引関係に入る場合、個々の取引における具体的な数量、価格等の取引条件は、指定事業者と生産者との交渉により決定されることとなるため、申出に係る数量がそのまま契約数量となるとは限りませんが、農業協同組合又は農業協同組合連合会である指定事業者においては、協同組合としての組合員の平等の原則に則り取引条件を決定する必要があります。

こうした考え方を踏まえ、制定通知の例のように、「前年度よりも年間〇〇%以上又は××トン以上多い量の生乳の出荷を希望する場合」について申出期限を設けているときに、そのような出荷を希望する申出が期限経過後にあった場合、取引関係に入ること自体を拒むことで、申出に係る数量の全量を拒むことができます。

なお、例えば、

- ① ある指定事業者が、「前年度よりも年間 50%以上又は 500 トン以上多い量」の出荷希望を対象に申出期限を定めており、
 - ② 前年度に10,000 トン出荷していたある生産者が、年間1,000 トン増の11,000 トンを出荷する申出を、期限経過後に行い、指定事業者がこれを拒んだ場合において、
 - ③ 当該生産者が、その後改めて10,400 トンの出荷を申し出たときは、
- 2回目の申出内容は期限を定められた対象ではないため、取引関係に入ること拒むことはできません。その際、具体的な数量、価格等の取引条件については、指定事業者と生産者の交渉により決定されることとなるため、10,400 トンがそのまま契約数量となるとは限りません。

	例1 (上記)	例2	
	1,000 頭規模	100 頭規模	
前年度の出荷量	10,000 トン	1,000 トン	
期限経過後の 当初の申出数量	$\left(\begin{array}{l} 11,000 \text{ トン} \\ 10\% \text{ 増} \cdot \\ 1,000 \text{ トン 増} \end{array} \right)$	$\left(\begin{array}{l} 1,500 \text{ トン} \\ 50\% \text{ 増} \cdot \\ 500 \text{ トン 増} \end{array} \right)$	⇒ 拒める。 必ずしも申出を受け 交渉に入る必要なし。
修正後の申出数量	10,400 トン	1,400 トン	⇒ 拒めない。 申出を受け、 交渉に入る必要。

問13 これまでよりも早い時期に申出期限を設けると、指定事業者の乳価など、生産者が申出を行う上での判断材料が乏しい状態で、先に数量について申出を行うことになり、生産者にとって支障が生じるのではないか。

(答)

申出期限が設けられた中で指定事業者への申出をするか否かを検討する生産者については、申出期限までの時期に、判断材料が乏しい状態での対応が必要となる場合もあり得ます。

一方、指定事業者と乳業者との交渉も含め、相対取引で売買契約を締結する場合、価格、数量等の取引条件は、契約時に全て同時に決まることが一般的と考えられます。指定事業者が生乳を出荷する生産者が、乳業者との交渉を指定事業者に委ねる上では、指定事業者が乳業者との間で価格交渉を行うための前提情報として不可欠である出荷希望数量を事前に伝えることにより、年間を通じた安定取引を行う契約がより円滑に実現されることにつながります。

このように、生産者の経営安定に資する安定取引の仕組みを支える観点から、申出期限の設定は、生産者にとっても有益なものと考えられます。

○特定の用途への生乳販売（施行規則第19 条第4号）関係

問14 生産者が事業者Bに出荷するに当たって、指定事業者Aに出荷した生乳の一部について指定事業者Aを介して事業者Bに出荷するような生乳取引契約を締結することができるのか。

（答）

30 年3月までは指定団体を介して販売した加工原料乳のみに補給金が交付される仕組みでしたが、30 年4月からの新たな加工原料乳生産者補給金制度では、指定事業者を介して販売した加工原料乳でなくとも補給金は交付されます。このため、この場合は、生産者は指定事業者Aを介さず事業者Bと直接生乳取引契約を締結することが適当であると考えられます。

また、この場合は、指定事業者Aは特定の販売先への販売を求められることから、特定の乳業者への販売のみを条件とする生乳取引の申出として、施行規則第19 条第4号で規定する指定事業者が生乳取引の申出を拒むことができる正当な理由の局長通知での例示に該当するものと考えられます。

（参考）

○施行規則

第19条第4号 当該委託又は売渡しが特定の用途への生乳販売を条件とするものであること。

○局長通知

特定用途の例：飲用牛乳向けのみを条件とするような場合

特定の乳業者への販売のみを条件とするような場合

○生乳の数量が、当事者が合意することなく約定の数量から大幅に増減

(施行規則第19 条第6号)

問15 指定事業者Aと事業者Bの双方と生乳取引契約を締結している生産者が、契約の期中に、冷夏による事業者Bの乳業への販売不振等により、指定事業者Aに出荷する生乳数量を契約数量より合意なく増やすことができるのか。

(答)

契約当事者間で合意すればこのような生乳取引ができますが、そうでない場合は、生乳の数量が当事者が合意することなく約定の数量から大幅に増減するものとして、施行規則第19条第6号で規定する指定事業者が生乳取引の申出を拒むことができる正当な理由に該当するものと考えられます。

(参考)

○施行規則

第19 条第6号 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当事者が合意することなく、当該指定事業者との間で約定された数量から大幅に増減していること。

○生産者の故意・帰責性がない／判断がつかない契約違反への対応（施行規則第19 条第6号）

問16 当事者の合意に反する出荷数量の大幅な増減があるものの、そのことについて合理的な説明（経営判断として年間安定取引を故意に破るものでないことの説明を指し、それが可能な限り根拠を以て確認できること）が可能と考えられるときは拒まない一方で、そうした合理的な説明がなく判断がつかないときは拒むことは可能か。

（答）

出荷数量の増減について合理的な説明があるか否かに応じ、取扱いに差異を設けることは可能です。ただし、出荷数量の増減について同様の説明を行っているにもかかわらず、申出の拒否の判断について、取引の相手方によって不当に差別的な取扱いをすることは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

質問のような事例につき、公平かつ適切な判断が行われるよう、指定事業者において、生乳の委託・販売数量の大幅な増減があった際のルールを予め設定することが望ましいと考えています。ルールの設定に当たっては、本条が年間安定取引の順守を目的とするものであるとの趣旨により、経営判断として年間安定取引を故意に破る行為か否かとの観点から取扱いを分ける基準を設けることが望ましいと考えています。

（参考）

○施行規則

第19条第6号 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当事者が合意することなく、当該指定事業者との間で約定された数量から大幅に増減していること。

問17 当事者の合意に反する出荷数量の大幅な増減が認められる事案につき、拒む・拒まないの取扱いを異なるものとするためには、どのような基準を設けることが適当なのか。

(答)

本件においては、経営判断として年間安定取引を故意に（又は黙認することにより^{※1}）破る行為か否かで判断することが適当であると考えています。

例えば、乳量の大幅な増減となった原因が計画外の増頭や複数の出荷先間の出荷乳量の移動（施行規則第19条に該当する行為）に由来する場合は、本件において、生産者に経営判断上の故意・帰責性が認められます。加えて、出荷先の倒産、出荷先の事情（災害等を含む）による集乳不能といった事由であっても、それは、出荷先選択という大きな経営判断の結果として生じる（生産者が負うべき）ものであり、この場合も生産者に経営判断上の故意・帰責性が認められます。

また、生産者に故意・帰責性がないことの説明を求めても十分な説明が行われない場合（例えば、出荷乳量の増減の理由の説明はあっても根拠資料の提出がない場合等）には、故意・帰責性が否定できないため、故意・帰責性がある場合と同様の取扱いとして差し支えありませんが、こうした生乳取引を拒むか拒まないかの基準につき、取引の相手方によって不当に差別的な取扱いをすることのないよう留意する必要があります。

こうした事由による出荷乳量の変動がある場合は契約違反にあたる考えられます。そのため、出荷乳量の増減が発生する場合には、生産者はあらかじめ指定事業者と契約数量の変更に関する協議（交渉）を行い、指定事業者から求められた場合には増減の理由等を説明することが適当であると考えています。

一方、乳量の大幅な増減となった原因が上述の事由ではないことについての合理的な説明を、常識の範囲内で可能な限り根拠に基づいて確認が可能と考えられる場合は、経営判断上の故意・帰責性がないものと判断されます。

例えば、災害（地震や台風等）、家畜疾病、気候（暑熱等）、事故（火災、機械故障、抗生物質混入等）、飼料の不作、牧場主の病気・ケガ等の影響による出荷数量の大幅な増減は、生産者が経営判断として年間安定取引を故意に破るものではないと考えます。

こうした災害等の事由による出荷数量の増減は、当事者の合意に反しているものとしても、年間安定取引の順守を目的とする施行規則第19条に照らし、同条第6号に該当する行為ではないものとして、前述の場合（生産者に故意・帰責性が認められる場合）と異なる判断をしても差し支えありません。とはいえ、年間を通じた安定取引を行う観点から、出荷数量の大幅な増減が生じることが分かった時点で、速やかに指定事業者と協議を行うことが望ましいと考えています。

また、こうした取扱いは、本来、契約の一部として当事者間で予め合意しておくことが望ましいと考えています。

※1 該当する事例：他の出荷先が指定事業者より先に集乳を行い、残った生乳の数量が指定事業者との契約数量から大幅に増減した数量となっている場合に、生産者がそのことを黙認して指定事業者に引き取らせようとした。

※2

(合理的な説明とその根拠の例)

- ・ 自給飼料の不作により1頭当たり乳量が減少【飼料成分分析表や生産量が減少した証拠書類、牛群検定成績表等】
- ・ 家畜の死亡【死亡の届出書類】
- ・ 自然災害による出荷停止又は出荷量減少【罹災証明書等】
- ・ 薬剤混入により生乳を廃棄した場合【廃棄した証拠】

(合理的と認められない説明の例)

- ・ 他の流通事業者への出荷量が需要期のみ増加（不需要期のみ減少）
- ・ 計画外の経産牛導入による頭数増加
- ・ 需要期のみ他の事業者による集荷が数日おきに行われた
- ・ 他の事業者による集荷量が日単位で変動した

(参考)

○施行規則

第19条第6号 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当事者が合意することなく、当該指定事業者との間で約定された数量から大幅に増減していること。

○過去の繰り返しの契約違反（施行規則第19 条第10号）関係

問18 「当該申出の日の属する会計年度の前会計年度の初日から当該申出の日までの期間内に契約違反を繰り返した場合」とはどのような場合か。

（答）

例えば、申出の日が令和6年12月1日の場合、令和5年4月1日から令和6年12月1日までの間に、問17で示したような合理的な説明なく、同様の契約違反と認められる行為が複数回（2回以上）繰り返された場合を指します。

この場合、「同様の契約違反」か否かは、どの契約内容・条項に違反するかどうかで判断することが望ましいと考えています。例えば数量違反の場合、その原因には出荷先の変更や計画外の増頭など様々考えられますが、いずれの原因であっても数量を合意する契約内容・条項に違反する限りは、同様の契約違反として捉えるということになります。

なお、具体的な運用事例については、次の問19をご参照ください。また、こうした運用方法については、当該事業者間で予め合意しておくことが望ましいと考えています。

（参考）

○施行規則

第19条第10号 当該委託又は売渡しの申出を行つた者が、第一号、第五号、第六号、第八号及び前号に掲げる正当な理由に当たる委託又は売渡しの申出を当該申出の日の属する会計年度の前会計年度の初日から当該申出の日までの期間内に繰り返した行つたこと。

○局長通知

該当する場合の例：生乳の契約出荷数量に違反したため、事業者が理由の説明と改善を要求したにもかかわらず、同様の出荷数量違反が当年度及び前年度の期間内に再度行われた場合 等

問19 「当該年度及び前年度の期間内に契約違反を繰り返した場合」は具体的にどのような場合に適用されるのか。

(答)

「当該年度及び前年度の期間内に契約違反を繰り返した場合」については、例えば、以下のようなケースと確認方法が想定されます。

事例1 月ごとの契約をしている生産者が月ごとの契約数量の違反（不需要期（冬場）には出荷量が契約数量を上回る又は需要期（夏場）に契約数量を下回る）を断続的に行う場合

【確認方法】

- (1) 実際の出荷数量と契約で取り決めた出荷数量を比べる。この際、月単位の契約であっても、可能な限り一日当たりの出荷数量の目安も契約において取り決めつつ、旬など一定期間を累積した出荷数量を基に契約の順守状況を判断することが望ましい。
 - (2) 不需要期に、出荷数量が契約数量から大幅に増加している場合、都度、理由を聴取する。なお、月単位の契約であっても可能な限り旬など一定期間ごとに理由を聴取することが望ましい。
 - (3) (2)の結果、月毎の出荷数量が契約数量から乖離しており、合理的な説明とその根拠の提示がない場合（※1）（問17参照）、指定事業者は、
 - ① 出荷数量が契約数量から大幅に増加していることが確認されたこと
 - ② 合理的な説明とその根拠の提示がなく、生産者に経営判断上の故意・帰責性が認められることから、契約数量違反の改善要求を生産者に通知する（この通知をもって、1回とカウント）。
- ⇒このような契約数量違反と認められる行為が複数回（2回以上）繰り返された場合には、翌年度の契約の申出を拒否することができる。

※1

（合理的な説明とその根拠の例）

- ・ 自給飼料の不作により1頭当たり乳量が減少【飼料成分分析表や生産量が減少した証拠書類、牛群検定成績表等】
- ・ 家畜の死亡【死亡の届出書類】
- ・ 自然災害による出荷停止又は出荷量減少【罹災証明書等】

（合理的と認められない説明の例）

- ・ 他の流通事業者への出荷量が需要期のみ増加（不需要期のみ減少）
- ・ 計画外の経産牛導入による頭数増加

事例2 日ごとの契約をしている生産者*が需要期に数日単位で、指定事業者への出荷停止を繰り返す場合

（※日ごとの数量を契約していない場合でも、日ごとの数量の確認を行うことを合意している場合も含む）

【確認方法】

- (1) 実際の出荷数量と契約で取り決めた出荷数量（又はその目安）を比べる。
- (2) 日単位の出荷停止（大幅な出荷数量の減少も含む）による契約数量違反があった場合、都度、理由の聴取を行う。

(3) その際、合理的な説明とその根拠の提示がない場合（※2）（問17参照）、指定事業者は、

①出荷数量が契約数量から大幅に減少していることが確認されたこと

②合理的な説明とその根拠の提示がなく、生産者に経営判断上の故意・帰責性が認められること

から、契約数量違反の改善要求を生産者に通知する（この通知をもって、1回とカウント）。

⇒このような契約数量違反と認められる行為が複数回（2回以上）繰り返された場合には、翌年度の契約の申出を拒否することができる。

※2

（合理的な説明とその根拠の例）

・薬剤混入により生乳を廃棄した場合【廃棄した証拠】

（合理的と認められない説明の例）

・需要期のみ他の事業者による集荷が数日おきに行われた

・他の事業者による集荷量が日単位で変動した

（参考）

○施行規則

第19条第10号 当該委託又は売渡しの申出を行つた者が、第一号、第五号、第六号、第八号及び前号に掲げる正当な理由に当たる委託又は売渡しの申出を当該申出の日の属する会計年度の前会計年度の初日から当該申出の日までの期間内に繰り返し行つたこと。

○局長通知

該当する場合の例：生乳の契約出荷数量に違反したため、事業者が理由の説明と改善を要求したにもかかわらず、同様の出荷数量違反が当年度及び前年度の期間内に再度行われた場合 等

問20 年度途中で指定事業者との契約を一方的に破棄し、出荷先を指定事業者以外に一切切り替えたときは、「契約違反を繰り返した場合」に該当するのか。

(答)

年度途中で指定事業者との契約を一方的に破棄し、指定事業者への出荷を一切停止した場合、理由を聴取し、合理的な説明とその根拠の提示がなく、生産者に経営判断上の故意・帰責性が認められれば、指定事業者が契約違反の改善要求を生産者に通知することで、1回とカウントすることができますが、繰り返しの違反には当たらないと考えます。

なお、年度途中の一方的な契約破棄が前年度、当該年度と二箇年度続いた場合には、契約違反と認められる行為が2回となるので、繰り返しの違反に該当するものと考えられます。

(参考)

○施行規則

第19条第10号 当該委託又は売渡しの申出を行つた者が、第一号、第五号、第六号、第八号及び前号に掲げる正当な理由に当たる委託又は売渡しの申出を当該申出の日の属する会計年度の前会計年度の初日から当該申出の日までの期間内に繰り返し行つたこと。

○局長通知

該当する場合の例：生乳の契約出荷数量に違反したため、事業者が理由の説明と改善を要求したにもかかわらず、同様の出荷数量違反が当年度及び前年度の期間内に再度行われた場合 等

問21 2日連続で契約を違反した場合、2回通知を出していいのか。

(答)

契約違反を行った生産者から合理的な説明とその根拠の提示がなく、生産者に経営判断上の故意・帰責性が認められる場合に、指定事業者が当該生産者へその旨通知することとなりますが、当該通知は契約を順守するよう改善を要求するものであり、当該生産者が改善を行うために一定期間の猶予が必要な場合があると考えます。

契約違反の事由によって改善に要する期間は異なることが想定されますので、指定事業者においては、一律に期間を設定するのではなく、都度改善期間を設定することが適切と考えます。

(参考)

○施行規則

第19条第10号 当該委託又は売渡しの申出を行った者が、第一号、第五号、第六号、第八号及び前号に掲げる正当な理由に当たる委託又は売渡しの申出を当該申出の日の属する会計年度の前会計年度の初日から当該申出の日までの期間内に繰り返し行ったこと。

○局長通知

該当する場合の例：生乳の契約出荷数量に違反したため、事業者が理由の説明と改善を要求したにもかかわらず、同様の出荷数量違反が当年度及び前年度の期間内に再度行われた場合 等

問22 なぜ、第1号、第5号、第6号、第8号及び第9号に限っているのか。

(答)

第2号～4号及び第7号に当たる行為については、そもそも契約が結ばれないケース、又は申出を出し直させることになるケースであるため、本号の対象外としています。

(参考)

○施行規則

第19条第10号 当該委託又は売渡しの申出を行つた者が、第一号、第五号、第六号、第八号及び前号に掲げる正当な理由に当たる委託又は売渡しの申出を当該申出の日の属する会計年度の前会計年度の初日から当該申出の日までの期間内に繰り返し行つたこと。

○局長通知

該当する場合の例：生乳の契約出荷数量に違反したため、事業者が理由の説明と改善を要求したにもかかわらず、同様の出荷数量違反が当年度及び前年度の期間内に再度行われた場合 等

○集送乳に係る経費の平準化措置（施行規則第20 条第 2 号）関係

問23 乳代や集送乳経費の個別精算はどのように行えばいいのか。

（答）

例えば、契約数量を超えて不需要期に多く生乳の受託／買取りを行う場合には、乳製品向けの比率が増加するため、プール乳価が減少することになります。また、不定期で受託／買取りを行う場合には、集送乳経費が増嵩する場合があります。

様々な事情で指定事業者が季節変動を超えた取引を行う場合が考えられますが、個別精算を行わなければ、契約数量を守っている生産者の受取乳代が減少する場合があります。指定事業者は、こうした季節変動を超えた生乳の委託／売渡しの申出を拒否できることになっており、上記のような受取乳代が減少するような申出は指定事業者が生乳取引の申出を拒むことができる正当な理由に該当するものと考えられますが、指定事業者が弾力的に契約を締結できることを明確化するため、通知を改正しました。

個別精算の実施に当たっては、例えば乳代にあっては、合理的な根拠に基づいて最も有利に販売できる用途等を考慮した取引価格とするとともに、集送乳経費にあっては掛かり増し経費を算出して設定することが望ましいことに加えて、取引の相手方によって、価格や経費の算出方法・基準を不当に差別的に設定することがないようにすることが必要です。

（参考）

○施行規則

第20条第2号 集送乳に係る経費の算定の方法については、集送乳に要した経費について生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行つた者間での平準化の措置がとられていること。

○局長通知

ア 集送乳に係る経費の平準化の措置（施行規則第20条第2号）

- ・集送乳に要した経費について、委託・売渡者間での平準化の措置をとることとするものである。
- ・ただし、施行規則第19条に該当する申出において、集送乳に要する経費が追加的に生じる場合、当該経費を個別に精算することを取引条件とすることが否定されるものではない。
- ・平準化の実効性を担保するため、委託・売渡者に対する乳代の支払に当たっては、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準とすること（＝乳代のプール）が基本である。このため、例えば牧場所在地を基準として乳代を変えることはできない。
- ・ただし、乳代について、本規定により、品質規格、特色ある生乳等の合理的な基準を考慮した算定の方法や、契約数量を上回った取引数量を対象に、当該生乳取引に係る乳代を、プールの対象となる乳代から除外し、個別に精算することを取引条件とすることが否定されるものではない。